

排水ポンプ車による緊急排水業務の支援に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と伊達市建設業協会（以下「乙」という。）との間において、大雨時における排水ポンプ車による緊急排水業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台風・大雨等の異常な自然現象等により、伊達市内に浸水被害が発生し、又は、発生する恐れがある場合、甲が実施する緊急排水の作業に対する乙の支援について定め、もって、被害拡大の防止と早期の浸水被害解消を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、必要と認める場合は、乙に対し、運転手、作業員等の待機及び出動の指示並びに資機材等の提供を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第3条 乙は甲から要請があったときは、運転手、作業員等を速やかに出動できるように待機させるものとする。

2 乙は、甲から指示があったときは、運転手、作業員等を速やかに出動させ、甲が実施する緊急排水の作業を支援するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲は、常日頃から気象状況の把握に努めるものとし、浸水被害が発生する恐れがあるときは、乙に対して速やかに情報提供を行うものとする。

2 甲及び乙は、業務を早急に実施できるよう前もって人員の確保、動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を相互に報告するものとし、変更が生じた場合にも速やかに報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 緊急排水業務に係る費用については、甲、乙が協議して、乙に属する各事業者と別途、単価契約を締結するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、甲又は乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により報告し、その処置について、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第7条 本協定の期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出がない限り、本協定は1年間同一条件で更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

令和4年3月24日

甲 伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市
伊達市長 須田 博行

乙 伊達市保原町字元町25番地3
伊達市建設業協会
会長 大沼 貞生